

(仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画 (案) に対するパブリックコメントの実施結果 (案)

### 1 実施の概要

期 間：平成29年11月13日 (月) から平成29年12月11日 (月) まで

意見応募者数：14人

意見応募数：90件

※件数については、組合の解釈により行ったものです。

### 2 意見に対する対応状況

反映状況	件数 (件)
反映済み (「一部反映済み」を含む)	6
反映する (「一部反映する」を含む)	8
参考意見	72
その他	4
合計	90

### 3 意見の分類

大分類	小分類	件数 (件)
第1章 計画の目的及び概要	場所の選定、計画の延期	12
	目的・背景	1
第2章 計画諸元の検討・設定	施設規模	7
	排ガス、アセス	10
	情報公開・地域要望等	1
第3章 処理方法の検討	処理方法	2
第4章 プラント設備計画及び 土木建築計画	煙突高さ	10
	その他	4
第5章 事業方式	事業方式	2
第6章 財政計画	事業費	9
その他	市民参加、情報提供	10
	組合全体	12
	分別、排出方法	7
	その他	3
合計		90

※分類については、組合の解釈により行ったものです。

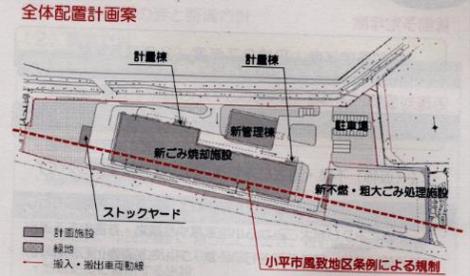
4 市民説明会の参加者数

開催日	開催場所	参加者数(人)
平成29年11月13日(月) 午後7時から	小平・村山・大和衛生組合 4・5号炉大会議室	15
平成29年11月16日(木) 午後2時から	武蔵村山市役所 中部地区会館403集会室	7
平成29年11月17日(金) 午後7時から	小平・村山・大和衛生組合 4・5号炉大会議室	7
平成29年11月18日(土) 午前10時から	東大和市役所 会議棟第6会議室	14
平成29年11月19日(日) 午前10時から	小平市役所 中央公民館学習室4	10
平成29年11月19日(日) 午後2時から	小平・村山・大和衛生組合 4・5号炉大会議室	3
合計		56

5 (仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画(案)に対するご意見等と事業者の見解

	ご意見等	事業者の見解	対応																														
1	(1-1) DBO(公設民営)方式でプラントメーカーの技術力とノウハウにたよることになるが、公側でしっかりコントロールできるのか?	(1-1) 公設民営(DBO)方式は、運営の全てを民間事業者に任せるものではなく、公共の責任の基で、公共と民間事業者の役割分担を取り決めて民間事業者の技術力とノウハウを最大限に活用して事業を実施する方式です。 組合の役割として最も重要なことは、事業の実施状況を常に確認しながら、環境保全や市民への情報提供等を通じて、安全・安心な施設の運営を維持・継続することです。そのため、発注者である組合が事業契約に基づく事業実施状況について監視(モニタリング)を行い、受託事業者に対し指導・監督を行っていきます。 監視(モニタリング)を確実に実施するため、また、市民の皆様との意見交換を継続するため、必要な職員を配置していきます。	参考意見																														
	(1-2) 他の市町村のごみ焼却施設の実例を2、3件紹介して下さい。	(1-2) 多摩地域の最新の事例を、以下に示します。(ホームページより抜粋)	その他																														
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>団体名</td> <td>ふじみ衛生組合</td> <td>武蔵野市</td> </tr> <tr> <td>施設名称</td> <td>クリーンプラザふじみ</td> <td>武蔵野クリーンセンター</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>調布市</td> <td>武蔵野市</td> </tr> <tr> <td>施設規模</td> <td>288t/日 (144t/日×2炉)</td> <td>120t/日 (60t/日×2炉)</td> </tr> <tr> <td>焼却方式</td> <td>ストーカ式</td> <td>ストーカ式</td> </tr> <tr> <td>煙突高さ</td> <td>100m</td> <td>59m</td> </tr> <tr> <td>稼働開始</td> <td>平成26年(2014年)4月</td> <td>平成29年(2017年)4月</td> </tr> <tr> <td>事業方式</td> <td>DBO方式</td> <td>DBO方式</td> </tr> <tr> <td>建設費</td> <td>101億6,400万円 (消費税込み)</td> <td>103億7,400万円 (消費税込み)平成29年3月に契約変更あり。契約変更後金額は、111億2,468万6,400円(消費税込み)</td> </tr> <tr> <td>維持管理費</td> <td>50億6,100万円 (消費税込み) 平成25年(2013年)4月1日から平成45年(2033</td> <td>101億100万円 (消費税込み) 平成29年(2017年)4月1日から平成49年(2037</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	ふじみ衛生組合	武蔵野市	施設名称	クリーンプラザふじみ	武蔵野クリーンセンター	所在地	調布市	武蔵野市	施設規模	288t/日 (144t/日×2炉)	120t/日 (60t/日×2炉)	焼却方式	ストーカ式	ストーカ式	煙突高さ	100m	59m	稼働開始	平成26年(2014年)4月	平成29年(2017年)4月	事業方式	DBO方式	DBO方式	建設費	101億6,400万円 (消費税込み)	103億7,400万円 (消費税込み)平成29年3月に契約変更あり。契約変更後金額は、111億2,468万6,400円(消費税込み)	維持管理費	50億6,100万円 (消費税込み) 平成25年(2013年)4月1日から平成45年(2033	101億100万円 (消費税込み) 平成29年(2017年)4月1日から平成49年(2037	
団体名	ふじみ衛生組合	武蔵野市																															
施設名称	クリーンプラザふじみ	武蔵野クリーンセンター																															
所在地	調布市	武蔵野市																															
施設規模	288t/日 (144t/日×2炉)	120t/日 (60t/日×2炉)																															
焼却方式	ストーカ式	ストーカ式																															
煙突高さ	100m	59m																															
稼働開始	平成26年(2014年)4月	平成29年(2017年)4月																															
事業方式	DBO方式	DBO方式																															
建設費	101億6,400万円 (消費税込み)	103億7,400万円 (消費税込み)平成29年3月に契約変更あり。契約変更後金額は、111億2,468万6,400円(消費税込み)																															
維持管理費	50億6,100万円 (消費税込み) 平成25年(2013年)4月1日から平成45年(2033	101億100万円 (消費税込み) 平成29年(2017年)4月1日から平成49年(2037																															

	ご意見等	事業者の見解		対応	
		備考	年) 3月31日までの20年間 売電による収入は一定額を運営事業者に帰属し、超過する収入については、一定の割合で組合と運営事業者で分配。	年) 3月31日までの20年間 売電による収入は市に帰属。	
団体名	浅川清流環境組合	町田市	施設名称		町田市熱回収施設等(仮称)
所在地	日野市	町田市	施設規模		
焼却方式	ストーカ式	ストーカ式	煙突高さ		100m
稼働開始	平成32年(2020年)4月予定	平成34年(2022年)4月予定	事業方式		DBO方式
建設費	155億7,200万円(消費税抜き)	292億4,640万円(消費税込み)	維持管理費		
備考	売電による収入は組合に帰属。	建設費・維持管理費にバイオガス化施設及び不燃・粗大ごみ処理施設含む。売電による収入は運営事業者に帰属。ただし、その3分の1に相当する金額を市に納付。			

	ご意見等	事業者の見解	対応
2	<p>(2-1)</p> <p>燃焼工場(その他2工場)の100年計画の策定(3市の応分負担)      今回現状の小平市の敷地内での建設は狭隘な場所での建て替えは、費用面での上昇につながっております。この施設が老朽化した場合、次はどこに建設するのかの件は、現時点から検討を開始する必要があります。(燃焼工場は常に小平市にお願いすると言うのは公平ではありません)</p> <p>東大和市及び武蔵村山市は、今なら燃焼装置を設置できる面積を確保できる土地の確保が出来る筈です。装置の寿命が30年程度であれば、30年後及び60年後に向けて東大和市及び武蔵村山市の両市は燃焼工場を設置する形にすれば、100年工場移転ローテーションを組むことが出来、無駄な投資もする必要がなくなります。</p> <p>可能なら今回の施設も他市での建設も不可能ではないとも思われます。これは無理としても、現在建設の議論がされております。プラスチック中間処理工場及び計画中の粗大ごみ処理施設もいずれ新規工場の建設が必要となります。</p> <p>この為、この3工場の100年間での各市の工場引き受け計画を立案して、将来への道筋をつけて戴く事をご提案致します。</p> <p>従いまして衛生組合及び3市で100年計画プロジェクトを開設して、計画の立案の作成及び必要作業の開始をお願い申し上げます。</p> <p>下図の通り次回の工場建て替えはこの場所での建設は無理と思われ、別の建設場所の選定を今から調査及び選定を行い、将来建設場所選定の問題の発生を防ぐことが出来る。</p>  <p>全体配置計画案      計画棟 計画棟      新管理棟 駐車場      新ごみ焼却施設 新不燃・粗大ごみ処理施設      スtockヤード      計画施設 緑地      出入・搬出車可動線      小平市風致地区条例による規制</p>	<p>(2-1)</p> <p>現施設の建て替え後を見越した長期計画については、3市を含めた中でその議論をすべき時期が来ると考えます。現段階では、施設周辺地域の住民及び3市市民のご理解をいただきながら建て替え計画を進めたいと考えます。</p>	参考意見
	<p>(2-2)</p> <p>煙突の高さ      健康被害は無いとの保証は誰も出来ません。100m⇒60mへの変更は風向きによっては東大和の桜が丘のマンションに直接煙が影響を及ぼ</p>	<p>(2-2)</p> <p>大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見をもとに十分な安全を見込んで環境基準が定められています。</p>	参考意見

ご意見等	事業者の見解	対応
<p>す事が予測されます。</p> <p>小平、東大和、立川及び武蔵村山市民の一層の健康を考慮するなら現在の100mの高さの煙突を選択すべきことをご提案致します。</p> <p>(可能な限り市民の健康を一番に考えるべきです。お金より大切な案件です)</p> <p>※図が添付されていましたが、第三者の著作物のため掲載は見合わせしました。</p>	<p>また、この環境基準を達成するために、施設からの排出基準値が定められています。</p> <p>本施設では、排ガスによる影響を極力防止するため、信頼性の高い公害防止設備を導入し、排出基準値より厳しい自主基準値を定めるとともに、施設の稼働においては自主基準値より更に低減した運転管理値を定め、これを目標として運転管理を行うなど、環境保全対策の充実を図ります。</p> <p>煙突の高さ(59.5mと100m)について、地上に到達する排ガス濃度を計算により比較したところ、識別できるほどの差はなく、どちらも環境基準を大幅に下回る結果となっています。ただし、周辺の高い建物や煙突自身により発生する風の渦や下降気流により短期的に地上の物質濃度が上昇する場合もあることから、短期的な影響については、別途実施する環境影響評価の中で風洞実験等により検証します。煙突の高さは、この検証により必要となった場合、見直すこととします。</p>	対応
<p>(2-3)</p> <p>小平・村山・大和衛生組合のごみ処理事業に関する連絡協議会の対象地区の拡大</p> <p>より3市の市民のごみ政策を理解させる為に、現状の地域拡大をすべきとご提案致します。</p> <p>下図の通り燃焼装置は小平市の西側であり、煙は北側、南側に流れる事が多い、この為、連絡協議会は地域住民のみでなく幅広い地域の住民を加えて戴きたい。</p> 	<p>(2-3)</p> <p>ご意見として伺います。</p>	参考意見
<p>(2-4)</p> <p>ごみの有料化／排出基準の統一化の促進</p> <p>既に実施している東大和市を一応の基準として、小平市及び武蔵村山市</p>	<p>(2-4)</p> <p>改訂・策定作業中の各市の一般廃棄物処理基本計画の中で、小平市は平成31年度から、武蔵村山市は平成34年度から、ごみの有料化を導入す</p>	その他

	ご意見等	事業者の見解	対応
	はこれらの作業の一層の促進をお願いしたい。プラスチック中間工場の建設計画の具体化もあり、ある程度時間を必要とする本件は、是非具体化を急いで下さい。	る方針を示しています。 プラスチック類の排出基準は、平成31年度に、その他の排出基準の統一については、施設の竣工をもって統一できるように現在4団体で調整を続けています。	
3	(3-1) 循環型社会形成法により廃棄物行政の立ち位置が大きく変わり、製品が廃棄物となることの抑制や循環資源となった場合に、適正・循環的な利用が更に求められています。「小・村・大」としても設置に関する計画等により、関連する自治体や事業者・市民の協力を得て、その対策を推進することです。	(3-1) 今後の組合事業の参考とさせていただきます。	参考意見
	(3-2) 廃棄物の適正処理は、産廃処理・処分施設の受け入れなど、地域づくりの重要なファクターです。単に施設が安全上の基準を満たしているからといって自由に設置してもよいという考えではなく、施設の設置場所には、その地域を構成し、さらには近隣に居住する住民との手続きや、廃棄物処理施設の生活環境上の要件の条例・規則等を、各自治体に留保することと、将来にわたる生活環境への説明責任、透明性、住民参加の確保とそのための方策が必要です。 ※周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について、適正な配慮がなされたものであること。	(3-2) ごみ焼却施設については、ご意見のとおり、単に施設が安全上の基準を満たしているからといって自由に設置してよいというのではなく、都市計画法、廃棄物処理法、東京都条例、小平市条例等により満たすべき条件が定められています。(詳細は、本計画「第4章 第4節 施設整備に係る法規制条件等」を参照願います。) 本計画は、施設の基本的な条件、機能及び性能についてとりまとめたものであり、今後、本計画を基に要求水準書の作成や環境影響評価を実施するとともに、法規制等に適切に対応していきます。 また、事業を進める中で、周辺環境への影響に関する項目や地域貢献に関わる項目等については、連絡協議会に報告し、意見をいただく予定です。 なお、環境影響評価では、予測・評価した内容について公示・縦覧するとともに市民説明会を開催し、市民や関係市長から意見聴取を行い、いただいたご意見に対する見解の公表や専門的立場からその内容が審査されるなど、市民の皆様への説明責任、透明性を確保しています。 ※要求水準書とは、施設に必要とされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。	参考意見
	(3-3) 廃棄物処理施設について言えば、法令や条例による規制等を除き、地方公共団体は自治立法権の行使としての自治事務(小・村・大)の、法定受託業務の処理に当たっても独自の基準を含む上乗せ規制を条例で定めることが可能です。	(3-3) 排ガスについては、大気汚染防止法等により排出基準が定められていますが、本計画では、法令等による規制値より厳しい自主基準値を設定します。また、本事業の実施による悪臭、騒音・振動、排水などの環境影響要因について、関係法令や小平市告示を順守します。	反映済み

	ご意見等	事業者の見解	対応
	(3-4) 廃棄物処理法で定められた施設の生活環境影響調査書に関し、関係住民や専門家からの意見聴取を行い、一定の配慮をすること。	(3-4) 環境影響評価では、予測・評価した内容について公示・縦覧するとともに市民説明会を行い、市民や関係市長から意見聴取を行い、いただいたご意見に対する見解の公表や専門的立場からその内容が審査されるなど、一連の手続きが定められています。 本事業では、この手続きに従い、市民の皆様からの意見聴取や専門的立場からの審査が行われます。	参考意見
	廃棄物の処理施設と「小・村・大」の方向性 (3-5) 廃棄物の処理施設の設置や操業等は、大気や地下水の汚染等による周辺地域の生活環境への悪影響の懸念等から、「迷惑・嫌悪」されることが多く、周辺住民との間で何かと問題となったものも見受けられます。これらは、廃棄物処理法や都道府県等の「法許可」が必要なため、行政も巻き込まれることがあります。紛争の根本的な原因は、廃棄物施設の設置業者に対する周辺住民の「安心の欠如」すなわち「不安・不信任」であると解されます。これらに関連し「生活環境影響保全…について適正な配慮基準」が追加されました。※法アセス・公聴会等そしてこれらを行うことにより、相互理解が期待できます。要は、周辺住民の安心度の向上と住民不安に配慮し、行政（小・村・大）と住民との不安除去システムについて情報共有を行い、公聴会やパブリックコメントを実施し、一層の充実を目指していくことです。	(3-5) 環境影響評価では、予測・評価した内容について公示・縦覧するとともに市民説明会を行い、市民や関係市長から意見聴取を行い、いただいたご意見に対する見解の公表や専門的立場からその内容が審査されるなど、一連の手続きが定められています。 本事業では、この手続きに従い、市民の皆様からの意見聴取や専門的立場からの審査が行われます。 また、環境の保全や地域防災に関する項目並びに本事業の進捗状況について、連絡協議会に諮るとともに、ホームページ及び広報誌「えんとつ」で公表するなど、市民の皆様のご理解を得られるよう努めます。	参考意見
	(3-6) 市民は、①処理施設の維持・管理や整備体制 ②「小・村・大」の中間処理施設としての整備 ③可燃・不燃ごみ処理施設の整備・更新等その政策の取り組みについて関心を示しています。	(3-6) 今後の組合事業の参考とさせていただきます。	参考意見
	まとめ (3-7) 廃棄物処理技術とその対策は、 ①排出低減→再利用→再資源化（※3R）であり、廃棄物の処理・処分は最終的な手段である。「小・村・大」においても、処理・処分やリサイクルの対象となる廃棄物に対して、前処理や中間処理で利用される減容化のための基盤的な工程を進めることが大切です。	(3-7) 循環型社会形成推進基本法では、廃棄物処理の基本原則として、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の順に優先順位が定められています。これを踏まえ、組合に持ち込まれる廃棄物については、金属等の回収や焼却残渣のエコセメント化施設への搬出など、廃棄物の資源化を実施しています。 本施設では、これらの資源化に加え熱回収を行います。	反映済み
4	(4-1) 市政の首長は過去、現在、将来に亘り俯瞰的見識、度量が求められます。	(4-1) ご意見として伺います。	参考意見

ご意見等	事業者の見解	対応
(4-2) 将来に拘わる大きなプロジェクトの判断は重く慎重な準備が伴います。	(4-2) ご意見として伺います。	参考意見
(4-3) この基本計画案の前に全事業基本計画を3市全市民は元より全関係者に知らせるべきで在る。	(4-3) これまで策定した計画等については、ホームページ及び広報誌「えんとつ」で公表しています。 「3市共同資源化事業基本構想」(平成26年9月) 「3市共同資源物処理施設整備基本計画」(平成26年9月) 「(仮称)3市共同資源物処理施設整備実施計画」(平成28年2月) 「(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画(改訂版)」(平成29年3月)	参考意見
(4-4) 先ず「策定の流れ」、スタートは平成26年3年前では遅すぎる、衛生組合は専任担当プロ集団で現状を一番掌握している。	(4-4) ご意見として伺います。	参考意見
(4-5) 第1章、第2章の目的背景は当然で在る。	(4-5) 本計画は、「周辺環境と調和し、地域に親しまれ、市民から信頼されるごみ処理施設」を目指し、お示しした整備方針に基づき整備を進めます。	反映済み
(4-6) 説明会参加者質問で冒頭の一人から素朴な一番大切な基本的発言がありました。 ・現在「在りき」で基本計画されている(案)説明会と理解している。 ・責任ある3市並びに衛生組合は他の適地を探す調査、検討等は行ったか。(管理者である小林市長は怒顔で一笑にしたが、後で近所の立川市は今の施設を移転すると発言した「言われて気づいたのでは」) ・小平市中島町現在地は場所、敷地の規模、環境、未来を俯瞰するに適地か。 ・場所次第では3事業(新ごみ焼却施設事業、不燃処理粗大ごみ事業、資源物処理施設事業)が同所同処理が可能では。 <b>【以下の部分は追加意見】</b> 前記6、の現在地在りきで無く、他の適地調査をされたかの質問に対し検討していないと答弁、しかし近所に在る立川市のごみ処理施設は移転するので何処か聞いて診ると管理者が発言。直接立川市に行き地図で場所を聞くと、昭和記念公園に接した隣地(環境問題も検討した結果では) (3市候補地を諸資料で検討したのが下記力所)	(4-6) 本施設の建設用地については、行政資源の有効活用の観点から、現敷地について検討し、可能であるとの結論に至ったため、3市と協議のうえ、現在の場所で計画することとしました。 現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。 組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。	参考意見

	ご意見等	事業者の見解	対応
	<ul style="list-style-type: none"> <li>小平市にはブリヂストン工場が移転予定、付属する施設も計画出来る候補地在り。</li> <li>東大和市には現在の廃プラ施設近辺西武鉄道沿線に沿い検討すべき敷地在り。</li> <li>武蔵村山市には広い緑地が在り、平地には日産の工場跡地、今真如苑が所有している。</li> </ul>		
(4-7)	<p>第5章の公営民営化「DBO」に問題は無いが、市民が見える様な新方式を更に検討を。</p>	<p>(4-7) 事業方式につきましては、公設民営（DBO）方式を基本に、PFI導入可能性調査、他市の事例等を参考に判断します。</p>	反映済み
(4-8)	<p>第6章の財政計画は旧態を思わせる「どんぶり勘定」に聞こえ、財政計画とは程遠い、内容、独自の予算書も出来ずプラントメーカーヒアリングを基にと有る、まさに素人集団ではないか。</p> <p><b>【以下の部分は追加意見】</b></p> <p>前記8、財政計画の説明は理解するに程遠く、プラントメーカーヒアリングに替りボランティアで組合のサポート申し込みます。</p>	<p>(4-8) ごみ焼却施設は、プラントメーカー独自の技術を基に建設する高度な専門性を有する施設です。したがって、一般の公共施設のように発注者が図面を示し（設計し）、業者に発注する方式ではなく、発注者側が施設に必要とされる性能等の水準（要求水準書）を示し、設計を含めた施工契約締結を行う、性能発注方式が一般的です。</p> <p>本計画は、この要求水準書を作成する前段として、必要な基本事項を定めたもので、事業費については、複数社のプラントメーカーの見積を参考に建設費を概算としてお示ししています。</p> <p>今後、本計画を基に要求水準書を作成し、詳細な建設費を算出していきます。</p> <p>※要求水準書とは、施設に必要とされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。</p>	参考意見
(4-9)	<p>(仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画（案）の説明会に初参加しましたが、市民生活に欠かせない大切な資源、ごみ処理事業、個々ではなく全体計画が、あるべき姿です。稼働予定年度 37 年度が遅れても全体計画を原点に戻し、柔軟で且つ「しがらみ」に捉われない強力でしっかりした協議会の設立を提言します。</p>	<p>(4-9) 現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。</p> <p>組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。</p> <p>事業を進めるに当たっては、連絡協議会を通じて、組合周辺住民との意</p>	参考意見

	ご意見等	事業者の見解	対応
		見交換を図っていきます。	
	(4-10) 新聞によると上尾市は市長、副議長の汚職が在り、小平市も補助金不正支出が問題になっており、表題の計画(案)は原点に戻し再検討すべきです。工場の老朽問題は市民を交え実態を聞き補修等で延命を図る。	(4-10) 現施設は、平成33年度までの稼働を目標に、平成15年度から平成18年度に15年間の延命化工事を行っています。 現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。 組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。	参考意見
5	(5-1) ごみ処理問題は市民とは密接に関わることで焼却炉の更新についてもその必要性は十分に認識している。 そのうえで、当整備基本計画は大きな問題点を含んでいる。 現在の行政の事業の進め方は、一方的に行政の意のままに計画を進める、市民協働になっていない。それと何ら見直し、修正をしない点に大きな問題がある。 税金を使う事業は、常に市民ファーストで有るべきである。 『結論』 先日の説明会に参加して、改めて思ったことは、この事業をそのまま進めることは、将来にわたり大きな負担と禍根を残すことになるので、直ちに中止してやり直すべきと考える。	(5-1) 本計画は、連絡協議会、懇談会、3市のご意見等も踏まえて、さらに、今回のパブリックコメント(意見公募)を通じて、広く情報を提供し、いただいた意見をふまえています。 現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。 組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。 事業を進めるに当たっては、市民の皆様へ情報提供を行っていきます。	参考意見
	『理由』 (5-2) 財政計画と予算が不明朗であり、今発表されている建設費はあまりにも高額すぎる。 他の自治体の施設と比較して歴然としている。	(5-2) 建設費について、全国の平成28年度契約実績では、施設規模が100t/日以上の清掃工場の建設に係る施設規模単価は、トン当たり約9千7百万円(消費税8%含む)となっています。本計画で提示した建設費258億円(消費税10%含む)は、施設規模単価約1億7百万円(消費税8%含む)であり、基本計画段階では、妥当な金額であると考えます。 今後、本計画を基に要求水準書を作成し、詳細な建設費を算出していきます。 ※要求水準書とは、施設に必要とされる性能・機能等を示したもので、	参考意見

	ご意見等	事業者の見解	対応
		<p>一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。</p>	
	<p>(5-3) 3市の一部事務組合の事業なのに、建設用地が現行（小平市中島町）の用地以外検討されていない。 この点は建設費の高騰の一番のネックになっている。 ・40数年中島町の地域住民にご迷惑をおかけしてきたのに、又継続するのか？ ・施設の更新するには現在地は狭くて使い難い。焼却炉と不燃・粗大ごみ処理の建物を別々に建てざるを得ない。 ・高さ制限をクリアするために半地下方式に掘り下げねばならない。 ・旧炉を短期間に急いで解体しなければならない。 ・工事期間中（約5年間）はごみの焼却を他の衛生組合に依頼しなければならない。 ・見積した時期がオリンピックの影響で高止まりの時だった。某プラントメーカーの担当者はオリンピックが過ぎれば自然に下がると認めている。</p>	<p>(5-3) 本施設の建設用地については、行政資源の有効活用の観点から、現敷地について検討し、可能であるとの結論に至ったため、3市と協議のうえ、現在の場所で計画することとしました。 現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。 組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。 建設費について、全国の平成28年度契約実績では、施設規模が100t/日以上清掃工場の建設に係る施設規模単価は、トン当たり約9千7百万円（消費税8%含む）となっています。本計画で提示した建設費258億円（消費税10%含む）は、施設規模単価約1億7百万円（消費税8%含む）であり、基本計画段階では、妥当な金額であると考えます。 今後、本計画を基に要求水準書を作成し、詳細な建設費を算出していきます。 オリンピック後については、事業費が下がる確証は掴んでおりません。 ※要求水準書とは、施設に必要とされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。</p>	参考意見
	<p>(5-4) 全ての事案について、3市の広域的な観点から検討されていない。</p>	<p>(5-4) 本計画は、3市の市民などから排出される廃棄物を処理する施設であり、3市の一般廃棄物処理基本計画と整合を図りながら広域的な観点から検討を進めています。 現段階では、施設周辺地域の住民及び3市市民のご理解をいただきながら建て替え計画を進めたいと考えます。</p>	参考意見

	ご意見等	事業者の見解	対応
	<p>(5-5) 当プロジェクトに市民参加が足りない、全て行政が勝手に計画し実行しようとしている。3市の中には各々の業務のプロフェッショナルな人材がいるのに活用してない。</p>	<p>(5-5) 本計画は、組合周辺地域の住民の代表者等で構成する連絡協議会、さらに3市市民(公募を含む)・学識経験者等で構成する懇談会においてご意見を頂きながらまとめたものです。 また、ホームページ及び広報紙「えんとつ」で本計画(案)を公表し、説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施し、広く意見募集を行っています。 本事業の実施による環境影響については、現在、環境影響評価の手続きを進めており、予測・評価の結果がまとまりましたら、説明会を行い、ご意見をいただきたいと考えております。</p>	参考意見
	<p>『提案』 (5-6) 先ず最優先でやるべきこと。3市のごみ分別基準の統一とごみの有料化で、特に有料化によりごみ量削減効果の大きいことは26市の中で明確に表れている。2～3年間減量の実績値を掴むこと。</p>	<p>(5-6) 改訂・策定作業中の各市の一般廃棄物処理基本計画の中で、小平市は平成31年度から、武蔵村山市は平成34年度から、ごみの有料化を導入する方針を示しています。 本計画は、ごみの発生量は有料化による減量効果を踏まえたものとしています。 排出基準の統一については、施設の竣工をもって統一できるように現在4団体で調整を続けています。</p>	参考意見
	<p>(5-7) 現行、使用炉の延命化を図る(数年間分)</p>	<p>(5-7) 現施設は、平成33年度までの稼働を目標に、平成15年度から平成18年度に15年間の延命化工事を行っています。 現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。 組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。</p>	参考意見
	<p>(5-8) その5～6年間の間に建設用地を複数比較検討する。</p>	<p>(5-8) 本施設の建設用地については、行政資源の有効活用の観点から、現敷地について検討し、可能であるとの結論に至ったため、3市と協議のうえ、現在の場所で計画することとしました。 現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼</p>	参考意見

	ご意見等	事業者の見解	対応
		<p>却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。</p> <p>組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。</p>	
(5-9)	<p>関心のある市民や専門家をいれた委員会等を立ち上げる、市民協働で進めるべきである。</p>	<p>(5-9)</p> <p>本計画は、組合周辺地域の住民の代表者等で構成する連絡協議会、さらに3市市民(公募を含む)・学識経験者等で構成する懇談会においてご意見を頂きながらまとめたものです。</p> <p>また、ホームページ及び広報紙「えんとつ」で本計画(案)を公表し、説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施し、広く意見募集を行っています。</p>	参考意見
(5-10)	<p>全て、費用対効果を軸に複数の案を比較検討する。</p>	<p>(5-10)</p> <p>本計画は、ごみ焼却施設の更新を視野に入れた「3市共同資源化事業基本構想」や、ごみ焼却施設更新の課題、採用する処理システム、施設更新の方法、周辺環境対策などを示した「今後の施設整備のあり方について報告書」をふまえて、施設の基本的な条件、機能及び性能等についてとりまとめたものです。</p>	参考意見
(5-11)	<p>事業の進捗は全て P・D・C・A で行う。</p> <p>P 計画立案 ここに市民を参加させるべきで、市民ファーストの意識が必要</p> <p>D 実施、実行 税金を使う意識、費用対効果の観点で進める</p> <p>C チェック 常にチェック機能を働かせ、進捗度合や問題点を拾い上げる</p> <p>A アクション Cの問題点は早い段階で見直し・修正を加える</p> <p>行政はC,Aが足りない</p>	<p>(5-11)</p> <p>今後の組合事業の参考とさせていただきます。</p>	参考意見
(5-12)	<p>3市市民に対し徹底した情報公開と広報を行う(ブラックボックスを作らない)</p>	<p>(5-12)</p> <p>本計画は、組合周辺地域の住民の代表者等で構成する連絡協議会、さらに3市市民(公募を含む)・学識経験者等で構成する懇談会においてご意見を頂きながらまとめたものです。</p> <p>また、ホームページ及び広報紙「えんとつ」で本計画(案)を公表し、</p>	参考意見

	ご意見等	事業者の見解	対応
		<p>説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施し、広く意見募集を行っています。</p> <p>今後も、事業を進めるに当たっては、市民の皆様へ情報提供を行っていきます。</p>	
	<p>『考察』 (5-13)</p> <p>現在の施設整備計画では財政計画に於いて3市(35万人)の税金を財源としていることを全く認識していない、これ程の大事業を計画するのに予算額が決められてない、プラントメーカーの言いなりに建設費を払い運営維持費も同様で概算数字さえも掴んでいない。常識として予算額が有り、それに収まるように整備計画を作るべきである。</p> <p>老朽化を理由に急いで事業を進めようとしているが、稼働中の3炉は建設した時点で何十年後に寿命が来るのは承知のはずで市民に付けを回すことは矛盾している。</p> <p>管理者(小林市長)が事務方にすべて任せているとの発言は無責任である、もっと勉強して欲しい。</p> <p>当パブリックコメントも「アライバイつくり」で終わらないことを祈る。</p>	<p>(5-13)</p> <p>ごみ焼却施設は、プラントメーカー独自の技術を基に建設する高度な専門性を有する施設です。したがって、一般の公共施設のように発注者が図面を示し(設計し)、業者に発注する方式ではなく、発注者側が施設に必要とされる性能等の水準(要求水準書)を示し、設計を含めた施工契約締結を行う、性能発注方式が一般的です。</p> <p>本計画は、この要求水準書を作成する前段として、必要な基本事項を定めたもので、事業費については、複数社のプラントメーカーの見積を参考に建設費を概算としてお示ししています。</p> <p>今後、本計画を基に要求水準書を作成し、詳細な建設費を算出していきます。</p> <p>※要求水準書とは、施設に必要とされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。</p>	参考意見
6	<p>以下の2項目について計4件の要望、意見がありますので宜しくお願ひします。</p> <p>1. 公害防止基準(P.16)について「法令等による規制値より厳しい自主基準値を設定(表2-6)。さらに施設の稼働においては自主基準値より厳しい運転管理値を定めこれを目標値として運転管理」とある。より厳しい基準は住民にとり好ましいことであり歓迎します。その上で</p> <p>(6-1)</p> <p>運転管理値は目標であり、これを越えた場合であっても自主基準値以下であれば許容とも考えられる。だとすると設定する意味がないことにもなるので、それぞれの値の扱いを明確にする必要があると考える。そうではなく自主基準値より運転管理値を優先するというのであれば、その数値の提示を望む。</p>	<p>(6-1)</p> <p>排ガスについては、大気汚染防止法等により排出基準が定められていますが、本計画では、法令等による規制値より厳しい自主基準値を設定します。自主基準値は、廃棄物処理法に基づき行う一般廃棄物処理施設設置届のなかで、順守すべき基準値として明記します。このことにより、自主基準値を超えた場合、操業を停止しなければなりません。</p> <p>一方、運転管理値は、自主基準値を超過しないように運転するための目標値です。</p> <p>具体的な運転管理値は、今後、業者選定の中で、ヒアリングや提案を基に設定します。</p>	参考意見
	<p>(6-2)</p> <p>自主基準値あるいは運転管理値に従い運転管理ということになるが、実</p>	<p>(6-2)</p> <p>自主基準値を設定するばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物及</p>	参考意見

	ご意見等	事業者の見解	対応
	<p>際に管理するのは結構難しいことのように思われる。基準値あるいは管理値を超えた場合に施設の稼働にどのような影響が出るのかという事もあるので、どのような管理方法、管理手段を用いるのかを明らかにして欲しい。ただし、管理は容易で施設稼働には支障がないということであるならばその必要はない。</p>	<p>び水銀については、連続測定器により、リアルタイムで測定して管理します。</p> <p>また、ダイオキシン類は、定期的な測定を行います。発生要因となる一酸化炭素濃度や燃焼温度を指標として管理します。</p>	
	<p>(6-3)</p> <p>自主基準値は類似施設と同程度と評価しているが、相対的なものではなく、その値がどのような意味があるのか、例えば、法令等による規制値に対して、人体、環境などにどの程度の影響低減に繋がるものかなど、科学的根拠に基づく解説が付記されると良い。</p>	<p>(6-3)</p> <p>人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見をもとに十分な安全を見込んで環境基準が定められています。</p> <p>また、この環境基準を達成するために、施設からの排出基準値が定められています。</p> <p>自主基準値は、排出基準値と比較してさらに厳しい基準を設定します。法規制値や自主基準値の考え方について本計画に追記します。</p>	反映する
	<p>(6-4)</p> <p>2. 土木建築計画(P. 42)について</p> <p>構造計画の要点は耐震安全性</p> <p>自然災害を対象にしているが、それだけではなく、事故への対応も考慮する必要がある。時々、消防車が出動する事故が発生している現状で付近の住民が不安になるような事態を回避できるように過去の事例から想定される最大の事故でも強度的に安全性が確保できる構造が必要と考える。</p>	<p>(6-4)</p> <p>建築物の耐震安全性に加えて、ごみピットを含めた火災予防及び消火対策、高圧・高温設備の安全防護対策、薬液漏洩予防対策、事故の波及防止対策など、過去の事故事例を教訓として、設備面、構造面、システム面などについて十分な対策を講じます。</p> <p>「過去の事故事例を教訓とすること」について、本計画に追記します。</p>	反映する
7	<p>(7-1)</p> <p>整備方針に市民とともに計画をつくる姿勢がない。</p> <p>第1章第2節「目指すべき施設の姿」として、「周辺地域と調和し、地域に親しまれ、市民から信頼されるごみ処理施設」とあり、整備方針にも「地域住民との信頼関係の継続」を掲げ、「連絡協議会をはじめ、市民のご意見をうかがいながら、本施設の整備及び運営を行います」としています。しかし、残念ながら、計画を策定する最初の段階から、衛生組合担当者と市民代表が同じスタートラインに立って、計画の必要性、立地の選定、施設の規模、処理方法などを検討する過程は、整備・運営方針には含まれていませんでした。単に、手続きとして、市民説明会を行い、パブリックコメントを募集することは実施するものの、それで市民の意見を聞いたとして、終わりです。これでは、市民が自分たちが毎日出すごみがどのように処理され、環境にどのような影響を与え、自分たちの税金がどのように使われているか、知ることはできません。市民は、ごみを自分の家から排出す</p>	<p>(7-1)</p> <p>本計画は、組合周辺地域の住民の代表者等で構成する連絡協議会、さらに3市市民(公募を含む)・学識経験者等で構成する懇談会においてご意見を頂きながらまとめたものです。</p> <p>また、ホームページ及び広報誌「えんとつ」で本計画(案)について公表し、説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施し、広く意見募集を行っています。</p>	参考意見

ご意見等	事業者の見解	対応
<p>れば終りで、ごみ問題に関心をもつことはありません。それでは地球温暖化防止など、広く社会的に要請されているごみ減量を推進する動きは出てきません。</p> <p>私たちが、計画のスタートラインからの施設検討委員会を求めてきたのは、そこでの議論とその拡散こそが市民のごみ減量に対する取組みの真剣度を増し、成果を挙げる鍵だと考えたからです。</p> <p>私が代表である三市ごみ連絡会などが提出した施設検討委員会設置の陳情は、そうした趣旨で提案され、小平・村山・大和衛生組合（以下、小村大と略）議会で採択されました。（2016年11月22日）</p> <p>しかるに、小村大は、委員公募なし、少人数の意見を聞くだけの懇談会で進めようとしていました。（私たちの抗議で、各市1名の公募委員を追加）</p> <p>2015年8月の貴衛生組合の報告書「今後の施設整備のあり方について」のなかで、（第3章 施設更新における課題）「施設更新に係る合意形成」の項目として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 必要性（不要な施設ではないか）</li> <li>2. 処理システム（非焼却など他の方式がベターでないか）</li> <li>3. 施設用地（他に適地があるのではないか）</li> </ol> <p>（以下略）</p> <p>としています。にもかかわらず、これらの項目の検討は殆ど全く行わず、従って、検討結果の発表もなく、今回この施設整備基本計画（案）が発表されていることに、強い疑問を感じます。</p> <p>2000年ころ、焼却施設の建替え計画が提案され、ダイオキシン対策の改修に変更されてから、10数年経過しています。この間、市民を交えた施設整備の検討がなぜもっと早くから、余裕をもって、なされなかったのか、理解に苦しみます。</p>		
<p>(7-2)</p> <p>ごみ減量の取組みが不徹底</p> <p>新しい焼却施設をつくる以上、かつてはトン当たり5,000万円、いまや1億円に近い建設コストを考えると、その規模をできるだけ小さくするために、ごみ減量は必要不可欠です。ごみ減量の決め手である家庭ごみ有料化が3市とも遅れ、多摩地域における最後尾のグループになっています。（東大和市は2014年10月に実施）私は、小村大として各市に速かな有料化実施を要請して、実現すべきだったと考えます。</p> <p>同時に、事業系一般廃棄物に係る処理手数料が3市とも多摩地域最低レ</p>	<p>(7-2)</p> <p>改訂・策定作業中の各市の一般廃棄物処理基本計画の中で、小平市は平成31年度から、武蔵村山市は平成34年度から、ごみの有料化を導入する方針を示しています。</p> <p>排出抑制・再利用については、3市は一般廃棄物処理基本計画の策定作業、見直し作業を進めており、その中で減量目標を掲げています。</p>	<p>参考意見</p>

ご意見等	事業者の見解	対応
<p>ベルで、このため、事業系ごみの減量が進んでいません。 小村大は各市の処理手数料引上げによる減量を要請すべきでした。 これらの施策による処理ごみ減量の見通しがつけば、予定されている新しい焼却施設の規模を更に縮小できるものと考えます。</p>		
<p>(7-3) 災害廃棄物量の上乗せは必要か 施設規模の設定は、平常時の計画年間日平均処理量 164.27 t/日プラス災害廃棄物量 10% (=16.43 t/日) ÷ 実稼働率 0.8 ÷ 調整稼働率 0.96 ÷ 236 t/日としています。他市・他組合の事例を見ると、災害廃棄物量が 5% 以下や 0% の事例もあり、その理由として、焼却能力に余裕があり、緊急時における相互支援体制が確保されていることを挙げています。 上記計算の根拠として、施設の稼働日数を 280 日としているのに対し、200 t 規模のストーカ炉では年間 300 日稼働可能という実態があり、その上、多摩地域全体でみた場合、17 施設 4,474 t/日の処理能力があるのに対し、実際の処理量は 2,232 t/日 (2015 年度) で約半分の余裕があります。 こうした事情を勘案したとき、果して、10% の上乗せが必要か、疑問です。現に 5% 以下や 0% の事例もあるので、再検討が必要ではないでしょうか。</p>	<p>(7-3) 平成 25 年 5 月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」では、東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となったことを踏まえ、通常の廃棄物処理に加え、一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、一定程度の余裕をもった焼却施設の能力を維持することが重要としています。 災害廃棄物の処理量の割合は、施設規模や災害廃棄物量の違い、又は災害廃棄物の処理期間の考え方など、各団体によって割合が異なっていると考えられます。 災害廃棄物量 10% は、災害廃棄物の処理を最大限行うことに加えて、平常時においても安定的に稼働ができるよう過大な施設規模とならないように設定したのですが、ごみ搬入量の変動した場合や、他団体との相互支援に活用できると考えています。 相互支援体制は、支援を受ける場合だけでなく、支援する場合も想定する必要があります。 なお、施設の年間稼働日数は、環境省の課長通知「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱について」(環廃対発第 031215002 号 平成 15 年 12 月 15 日) において 280 日とされているのに対し、本計画では 292 日としています。</p>	参考意見
<p>(7-4) 排ガス基準はトップレベルに 排ガス基準を現在より大幅に厳しい基準値にしたことは評価できます。しかし、表 2-7 (P.18) に示されているように、多摩地域で現在、建設に向かっている施設、浅川清流環境組合、町田市、立川市の新清掃工場の設定基準値と比べると、ばいじん、窒素酸化物、ダイオキシン類でゆるい基準値となっています。最新の技術を用いてつくる新施設では、これらの施設と同等の機能を持つと考えられますので基準値をトップレベルの低い水準に設定するよう要望します。</p>	<p>(7-4) 大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見をもとに十分な安全を見込んで環境基準が定められています。この環境基準を達成するために、排ガスに対する法規制値が定められており、本施設では、より厳しい自主基準値を設定しました。この自主基準値は、東京二十三区清掃一部事務組合など既に稼働している施設において採用されており、より環境にやさしい施設として運営できるよう、必ず守る必要がある上限値として定めたものであることから、本計画(案)でお示ししたとおりとします。</p>	参考意見
<p>(7-5) 事業費の明示を</p>	<p>(7-5) ごみ焼却施設は、プラントメーカー独自の技術を基に建設する高度な専</p>	参考意見

	ご意見等	事業者の見解	対応
	<p>全体事業費は目安として建設工事 258 億円、解体工事 35 億円、合計 293 億円が示されています。ごみ処理支援に係る費用及び運営・維持管理に係る費用について、他市・他組合の実績を参考にして、現時点での概算見積りを示す必要があります。</p>	<p>門性を有する施設です。したがって、一般の公共施設のように発注者が図面を示し（設計し）、業者に発注する方式ではなく、発注者側が施設に必要とされる性能等の水準（要求水準書）を示し、設計を含めた施工契約締結を行う、性能発注方式が一般的です。</p> <p>本計画は、この要求水準書を作成する前段として、必要な基本事項を定めたもので、事業費については、複数社のプラントメーカーの見積りを参考に建設費を概算としてお示ししています。</p> <p>なお、ごみ処理支援や運営に係る費用については、詳細な支援量、運営方式、要求水準書などが定まった段階で詳細検討を行い、全体事業費を算出します。</p> <p>※要求水準書とは、施設に必要とされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。</p>	対応
8	<p>(8-1) 建設予定地についての疑問 小平市中島町の現ごみ処理施設を建て替えるという案ですが、小平市中島町・及びその周辺の地域住民の意向が全く示されていません。すでに地域住民の理解をえてすすめているということでしょうか。少なくとも東大和市については理解が得られているとは言えない状況です。</p> <p>中島町及びその周辺住民（東大和・立川・武蔵村山の当該地域など）は、すでに40年以上にわたってごみ処理施設の影響下に置かれ続けているのです。現実態があるからといって、これ以上の負担を地域住民に押し付けるというのは納得できません。そもそも3市共同事業であるならば、3市の中から複数の適地を抽出し、それを3市住民に示して選定と理解を得ることから進めるべきです。</p> <p>小平市中島町ありきですすめられているとすれば、行政の怠慢ともいえるふるまいです。廃プラ施設建設にも見られたように、重大な禍根を残すこととなります。</p>	<p>(8-1) 本施設の建設用地については、行政資源の有効活用の観点から、現敷地について検討し、可能であるとの結論に至ったため、3市と協議のうえ、現在の場所で計画することとしました。現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。</p> <p>組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。</p>	参考意見
	<p>(8-2) ごみ回収事業の不統一の是正 ごみ排出量の抑制は、製造段階・販売段階・消費段階の全てで取り組まなければならないなりません。そして、回収段階はごみ処理の入り口であるとともに、ごみ排出抑制のゴールです。</p>	<p>(8-2) 排出基準の統一については、施設の竣工をもって統一できるように現在4団体で調整を続けています。</p>	参考意見

	ご意見等	事業者の見解	対応
	<p>その回収事業について、3市共同事業であるにもかかわらず、3市のごみ回収基準が統一されていません。家庭ごみは、3市の中でごみ処理の有料化が実施されているのは東大和市のみです。ごみの有料化は、ごみ排出量の抑制にも結び付きます。</p> <p>また、事業所系のごみの回収料金も統一されていません。まずなすべきは3市のごみ回収統一基準ではないでしょうか。</p>		
	<p>(8-3)</p> <p>煙突の高さについての疑念</p> <p>案では59メートルの煙突にする理由として、「生活環境への影響は小さく、大気中の濃度も差がない」と主張しています。また、「濾過により有害物質を除去する」ので問題はないと説明しています。もしそうだとした場合、ダウンウォッシュ・やダウンドラフトを考えると単純には影響がないとは言い切れません。</p> <p>さらに、小平中島町南側に隣接して幸町団地、西武拝島線の線路を挟んだ北側には東大和市桜が丘側には30m以上のマンションが林立しています。有害物質の地上到達時点での希釈率は基準値以下だとしても、地上30メートル地点でも同じではありません。当然、濃度の高い排出ガスを浴びることになります。</p> <p>煙突の高さは排出ガスの地上到達量と密接な関係にあります。つまり、煙突の高さ増加は、希釈率の低減に直結します。このことを考えると、煙突が59mよりは100mのほうがよいというのは地域住民としての当然の感想ではないでしょうか。</p> <p>地域住民の理解を得ようとするならば、コストを優先するのではなく、最大限の公害防止策を講じるべきです。そのためには煙突の高さは最優先の課題です。「最新の燃焼技術やろ過技術」と言われても、とても納得できるものではありません。</p>	<p>(8-3)</p> <p>大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見をもとに十分な安全を見込んで環境基準が定められています。</p> <p>また、この環境基準を達成するために、施設からの排出基準値が定められています。</p> <p>本施設では、排ガスによる影響を極力防止するため、信頼性の高い公害防止設備を導入し排出基準値より厳しい自主基準値を定めるとともに、施設の稼働においては自主基準値より更に低減した運転管理値を定め、これを目標として運転管理を行うなど、環境保全対策の充実を図ります。</p> <p>煙突の高さ(59.5mと100m)について、地上に到達する排ガス濃度を計算により比較したところ、識別できるほどの差はなく、どちらも環境基準を大幅に下回る結果となっています。ただし、周辺の高い建物や煙突自身により発生する風の渦や下降気流により短期的に地上の物質濃度が上昇する場合もあることから、短期的な影響については、別途実施する環境影響評価の中で風洞実験等により検証します。煙突の高さは、この検証により必要となった場合、見直すこととします。</p>	参考意見
	<p>(8-4)</p> <p>財政計画の不透明性</p> <p>財政計画が概算でしか記されておらず、また各市の市民が平均どれぐらいの負担をすることになるのか示されなければ、実感がなく「自分ごと」として考えられません。</p> <p>具体的に示されているのは建設工事費・解体工事費のみです。ほかにも他市へのごみ処理を依頼する費用や、燃料費・人件費を含めた維持管理費・運送費など、多くの経費が見込まれるはずで、また、煙突の長さの違い</p>	<p>(8-4)</p> <p>ごみ焼却施設は、プラントメーカー独自の技術を基に建設する高度な専門性を有する施設です。したがって、一般の公共施設のように発注者が図面を示し(設計し)、業者に発注する方式ではなく、発注者側が施設に必要なとされる性能等の水準(要求水準書)を示し、設計を含めた施工契約締結を行う、性能発注方式が一般的です。</p> <p>本計画は、この要求水準書を作成する前段として、必要な基本事項を定めたもので、事業費については、複数社のプラントメーカーの見積を参考</p>	参考意見

	ご意見等	事業者の見解	対応
	<p>による試算が示されていません。</p> <p>ここに示されている約 300 億という金額についても、交付金（どこからの？）で 3 割を賄うとしていますが、残りの 7 割は地方債という借金や税金を使うことになるわけです。7 割として 210 億、その他にも上記で示した負担が重くのしかかり、さらに廃プラ施設の建設・維持管理費も加わります。財政規模は計り知れません。</p> <p>もう少し、具体的で現実的な試算をしていただき、さらに市民ひとりひとりにおける平均的な負担割合を示していただきたいと思います。</p>	<p>に建設費を概算としてお示ししています。</p> <p>なお、ごみ処理支援や運営に係る費用については、詳細な支援量、運営方式、要求水準書などが定まった段階で詳細検討を行い、全体事業費を算出します。</p> <p>※要求水準書とは、施設に必要とされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。</p>	
9	<p>(9-1)</p> <p>焼却施設の更新にあたり適切な用地選定が行われていない。</p> <p>資源物処理施設の連絡協議会において、武蔵村山のし尿処理施設は 5 市での運営であり、3 市共同資源化事業とは関係がないこと、また、3 市応分負担での用地選定は存在せず、次回の建て替えには武蔵村山市からも建設用地選定をするとの発言があった。次回からではなく、今回から 3 施設につき、選定理由を選定経緯を明確した用地選定をすべき。</p>	<p>(9-1)</p> <p>本施設の建設用地については、行政資源の有効活用の観点から、現敷地について検討し、可能であるとの結論に至ったため、3 市と協議のうえ、現在の場所で計画することとしました。現施設は、稼働から、3 号ごみ焼却施設が 40 年以上、4・5 号ごみ焼却施設が 30 年以上経過し、25～30 年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3 号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が 40 年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。</p> <p>組合の施設は 3 市地域に 1 つしかない施設であり、3 市 35 万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。</p>	参考意見
	<p>(9-2)</p> <p>計画ごみ質の予測、ごみ質の予測方法において、使用された小平市のごみ質データが組成分析結果であるなら、2 回しか行われていない結果のバラツキが大きくデータとして正確である根拠がないことが資源物処理施設の連絡協議会で判明している。基本計画案 15 p にも「小平市のプラスチック製容器包装のリサイクル・分別変更による可燃性成分中のプラスチック類の減少を見込んでごみ質を補正。東大和市、武蔵村山市については可燃成分の大きな変更はないと想定」とあるとおり、2 市については、容リプラ・ペットは民間での委託処理のため、焼却に持ち込んでおらず、民間処理でえた実績値です。</p> <p>小平市がたった 2 回のバラツキのある組成分析結果をもって予測量として、資源物処理施設、焼却施設の建設を進めるのは、施設規模の確定に大きな問題が生じます。同様の理由で 16 p、計画ごみ質の結果（表 2-5）の信憑性も問われる。</p>	<p>(9-2)</p> <p>計画ごみ質は、組合に搬入された可燃ごみの組成分析データを用いて設定しています。可燃ごみの組成分析は毎年 4 回実施しており、過去 6 年間の組成分析結果を用いています。</p> <p>なお、小平市のプラスチック製容器包装の分別変更による可燃性成分中のプラスチック類の減少を見込んで推計しています。</p> <p>東大和市及び武蔵村山市については、上述のとおり、組合に搬入された可燃ごみを分析しており、民間処理施設で処理された分の組成分析データは用いていません。</p>	参考意見

	ご意見等	事業者の見解	対応
	<p>(9-3)            公害防止基準の設定では、採用をしている施設数が多い基準値を本施設においても取り入れているように思える。新しい施設を建設するのでだから、厳しい基準値で設定すべきです。</p>	<p>(9-3)            大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見をもとに十分な安全を見込んで環境基準が定められています。この環境基準を達成するために、排ガスに対する法規制値が定められており、本施設では、より厳しい自主基準値を設定しました。この自主基準値は、東京二十三区清掃一部事務組合など既に稼働している施設において採用されており、より環境にやさしい施設として運営できるよう、必ず守る必要がある上限値として定めたものであることから、本計画（案）でお示ししたとおりとします。</p>	<p>参考意見</p>
	<p>(9-4)            煙突整備では、煙突の高さ59.5mと100mの場合、おのおのの地上到達濃度が最大濃度となる地点はどこか、明記してください。</p>	<p>(9-4)            現在、環境影響評価を実施中であり、この中で、現在の気象データの調査や、風洞実験の結果を踏まえて、詳細な排ガスの拡散シミュレーションを行います。結果につきましては、公示・縦覧する環境影響評価書案の中でお示しします。            なお、煙突高さによる排ガス影響の比較検討のために行った既存の気象データ等を用いた排ガスの拡散シミュレーションで地上到達濃度が最大濃度となる地点は、煙突高さ59.5mでは、計画地の南南西約650m付近、煙突高さ100mでは、計画地の南南西約810m付近となっています。            本計画に追記します。</p>	<p>反映する</p>
	<p>(9-5)            誰もが分かるよう地図上に排ガスの拡散シミュレーションを提示してください。</p>	<p>(9-5)            現在、環境影響評価を実施中であり、この中で、現在の気象データの調査や、風洞実験の結果を踏まえて、詳細な排ガスの拡散シミュレーションを行います。結果につきましては、公示・縦覧する環境影響評価書案の中でお示しします。</p>	<p>参考意見</p>
	<p>(9-6)            排ガス濃度が環境基準値以下であり、高さが変わっても小数点第3位程度だから我慢が出来るかということは、影響下となる方が主導で検討されるべき事です。影響下となる地域を明確に提示下さい。</p>	<p>(9-6)            現在、環境影響評価を実施中であり、この中で、現在の気象データの調査や、風洞実験の結果を踏まえて、詳細な排ガスの拡散シミュレーションを行います。結果につきましては、公示・縦覧する環境影響評価書案の中でお示しします。</p>	<p>参考意見</p>
	<p>(9-7)            基本計画案では、煙突の高さを59.5mに導く為のメリットのみが記載されています。近隣の高層階マンションでは、排ガスを正面に受ける、または受ける恐怖感があるというデメリットも記載して下さい。</p>	<p>(9-7)            煙突の高さ（59.5mと100m）について、地上に到達する排ガス濃度を計算により比較したところ、識別できるほどの差はなく、どちらも環境基準を大幅に下回る結果となっています。ただし、周辺の高い建物や</p>	<p>参考意見</p>

	ご意見等	事業者の見解	対応
		<p>煙突自身により発生する風の渦や下降気流により短期的に地上の物質濃度が上昇する場合もあることから、短期的な影響については、別途実施する環境影響評価の中で風洞実験等により検証します。煙突の高さは、この検証により必要となった場合、見直すこととします。</p>	
(9-8)	<p>新ごみ焼却施設の懇談会では、航空障害灯を目印にしてヘリコプター飛び夜間の騒音となるので障害灯のない59.5mの煙突にして欲しいという発言があったが、それに対して行政からは何の補足説明もなかったと聞いています。</p> <p>当地のヘリコプターには飛行経路が決まっており障害灯があってもなくても飛行経路が変わるとは思いません。</p> <p>関係機関に問い合わせのうえ正確な情報を提供して下さい。</p>	<p>(9-8)</p> <p>陸上自衛隊立川駐屯地に確認したところ、以下の回答をいただきました。</p> <p>(1) 一般的に航空障害灯については、夜間障害物があるという目印にしているが、飛行航路に関する目標としてはいない。</p> <p>(2) 障害灯があるなしに関わらず夜間ヘリコプターは飛行するが、障害灯がある場合は避ける。</p>	参考意見
(9-9)	<p>煙突からわずか500mほどの距離に資源物処理施設の建設が予定されており、煙突は排ガスを高さで拡散しますが、資源物処理施設からのVOCは比重が重く施設付近に滞留します。煙突を低くして拡散の範囲を狭めることは、より狭い地域に環境負荷をかけることに他なりません。</p> <p>化学物質勉強会では、行政と市民とのジャッジメントはしないという講師の方からも、プラスチックという利便性にとまなうリスクを、利便性を享受した人が平等に分けられればいいが、焼却炉に近いこの場所に施設が集中するのはアンバランスだという旨の発言がありました。</p> <p>ゴミの排出はどなたも一緒。一部の地域にだけ環境負荷をかけないために排ガスを拡散するという煙突の本来の目的を排除せず、現在の100mの高さは絶対に維持してください。</p>	<p>(9-9)</p> <p>大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見をもとに十分な安全を見込んで環境基準が定められています。</p> <p>また、この環境基準を達成するために、施設からの排出基準値が定められています。</p> <p>本施設では、排ガスによる影響を極力防止するため、信頼性の高い公害防止設備を導入し、排出基準値より厳しい自主基準値を定めるとともに、施設の稼働においては自主基準値より更に低減した運転管理値を定め、これを目標として運転管理を行うなど、環境保全対策の充実を図ります。</p> <p>煙突の高さ(59.5mと100m)について、地上に到達する排ガス濃度を計算により比較したところ、識別できるほどの差はなく、どちらも環境基準を大幅に下回る結果となっています。ただし、周辺の高い建物や煙突自身により発生する風の渦や下降気流により短期的に地上の物質濃度が上昇する場合もあることから、短期的な影響については、別途実施する環境影響評価の中で風洞実験等により検証します。煙突の高さは、この検証により必要となった場合、見直すこととします。</p>	参考意見
(9-10)	<p>基本計画(案)として、煙突の高さでの比較をしながら、建築計画では59.5mの立面図が提示され、100mの立面図は検討されていません。</p> <p>資源物処理施設の際にも、ピット方式とヤード方式が提示・説明されま</p>	<p>(9-10)</p> <p>大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見をもとに十分な安全を見込んで環境基準が定められています。</p> <p>また、この環境基準を達成するために、施設からの排出基準値が定めら</p>	参考意見

	ご意見等	事業者の見解	対応
	<p>したが、委員には検討も議論の余地もなく、ピット方式にすると行政が決定していました。</p> <p>焼却炉においても同様に、意見募集をしたという既成事実をつくるためだけで、概ねにおいて組合が決めた事項を変更する意志は全くないと感じます。</p>	<p>れています。</p> <p>本施設では、排ガスによる影響を極力防止するため、信頼性の高い公害防止設備を導入し、排出基準値より厳しい自主基準値を定めるとともに、施設の稼働においては自主基準値より更に低減した運転管理値を定め、これを目標として運転管理を行うなど、環境保全対策の充実を図ります。</p> <p>煙突の高さ（59.5mと100m）について、地上に到達する排ガス濃度を計算により比較したところ、識別できるほどの差はなく、どちらも環境基準を大幅に下回る結果となっていること、景観、コスト面から59.5mを基本とし、立面図にもそのように示しました。ただし、周辺の高い建物や煙突自身により発生する風の渦や下降気流により短期的に地上の物質濃度が上昇する場合もあることから、短期的な影響については、別途実施する環境影響評価の中で風洞実験等により検証します。煙突の高さは、この検証により必要となった場合、見直すこととします。</p> <p>また、本計画は、連絡協議会、懇談会、3市のご意見等も踏まえて、さらに、今回のパブリックコメント（意見公募）を通じて、広く情報を提供し、いただいた意見をふまえ進めています。</p>	
(9-11)	<p>情報公開について、平成23年3月に小平・村山・大和衛生組合の4号炉において【燃焼ガス排出事故】があり、有害な排出ガスが管理目標値、規制値を超えて排出され、都へ事故届けをしていたことを情報公開請求で知ったが、衛生組合はその事実を3市の市民に情報提供をしていません。</p> <p>広報紙「えんとつ」への掲載は、タイミングあわなかったとの言い訳を聞きましたが、即座にも対応が出来るホームページにさえ掲載されませんでした。</p> <p>本当に情報公開していく気持ちがおありでしょうか。</p>	<p>(9-11)</p> <p>本計画は、組合周辺地域の住民の代表者等で構成する連絡協議会、さらに3市市民（公募を含む）・学識経験者等で構成する懇談会においてご意見を頂きながらまとめたものです。</p> <p>また、ホームページ及び広報紙「えんとつ」で本計画（案）を公表し、説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施し、広く意見募集を行っています。</p> <p>本事業の実施による環境影響については、現在、環境影響評価の手続きを進めており、予測・評価の結果がまとまりましたら、説明会を行い、ご意見をいただきたいと考えております。</p> <p>また、整備期間中は、工事の進捗状況や環境調査の結果などを公表するとともに、本施設稼働後についても、排ガス、振動、騒音等の環境調査結果を公表します。あわせて、施設の維持管理状況等についてホームページ及び広報「えんとつ」で分かり易く公開するなど、積極的に情報を公開します。</p>	参考意見
(9-12)	<p>小平市中島町も、東大和市桜が丘も線路を挟んではいますが、同じ地域です。</p>	<p>(9-12)</p> <p>本施設の建設用地については、行政資源の有効活用の観点から、現敷地について検討し、可能であるとの結論に至ったため、3市と協議のうえ、</p>	参考意見

	ご意見等	事業者の見解	対応
	<p>もし、同じ市内であれば、同じ地域に新たにごみ処理施設を建設することは考えがたいことです。建設用地の比較検討も行わない行政の事業の進め方では、未来永劫、中島町と桜が丘にごみ処理施設をおく事になりかねません。</p> <p>桜が丘に3市共同の施設が出来るのであれば、中島町の焼却施設は、他の地域に移転していただきたい。中島町の方にとってもそれが良いことだと考えます。</p>	<p>現在の場所で計画することとしました。現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。</p> <p>組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。</p>	
10	<p>(10-1)</p> <p>公害防止基準について            厳しい自主基準を設けるとしているが、ゼロではなく、排ガスが増えることに変わりはない。長年にわたりその空気を吸い続けることによる健康への影響が心配である。</p>	<p>(10-1)</p> <p>現在、環境影響評価を実施中であり、公示・縦覧する環境影響評価書案の中で、生活環境への影響についてお示しします。</p>	参考意見
	<p>(10-2)</p> <p>財政計画について            建設費により、地方債が増える。293億円の60%を、何年かけて返済するのか？市民一人あたりの年間負担額はいくらになるのか？など、資料からでは詳細が不明である。</p>	<p>(10-2)</p> <p>ごみ焼却施設は、プラントメーカー独自の技術を基に建設する高度な専門性を有する施設です。したがって、一般の公共施設のように発注者が図面を示し（設計し）、業者に発注する方式ではなく、発注者側が施設に必要とされる性能等の水準（要求水準書）を示し、設計を含めた施工契約締結を行う、性能発注方式が一般的です。</p> <p>本計画は、この要求水準書を作成する前段として、必要な基本事項を定めたもので、事業費については、複数社のプラントメーカーの見積を参考に建設費を概算としてお示ししています。</p> <p>今後、本計画を基に要求水準書を作成し、詳細な建設費を算出していきます。</p> <p>※要求水準書とは、施設に必要とされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。</p>	参考意見
	<p>(10-3)</p> <p>以上のことから、委託しても建設しても同様に税負担が増える（もしくは委託の方が若干高い程度である）ならば、健康被害の心配のない委託を希望する。</p>	<p>(10-3)</p> <p>3市地域では、それぞれの市単独で施設を整備することが困難なため、共同で組合を設置し、ごみの中間処理を行っています。組合では、本計画に基づいて、ごみ処理を継続して実施します。</p> <p>大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見をもとに十分な安全を見込</p>	参考意見

	ご意見等	事業者の見解	対応
		<p>んで環境基準が定められています。</p> <p>また、この環境基準を達成するために、施設からの排出基準値が定められています。</p> <p>本施設では、排ガスによる影響を極力防止するため、信頼性の高い公害防止設備を導入し、排出基準値より厳しい自主基準値を定めるとともに、施設の稼働においては自主基準値より更に低減した運転管理値を定め、これを目標として運転管理を行うなど、環境保全対策の充実を図ります。</p>	
	<p>もしどうしても建設が必要であるならば</p> <p>(10-4)</p> <p>ダイオキシンが出ないくらいの高火力・高温の焼却炉で、可燃・不燃をまとめて燃やし、ゴミの分別を少なくしてほしい。</p>	<p>(10-4)</p> <p>循環型社会の構築のため、3Rの徹底が重要であると考えます。そのうえで、燃やさざるを得ないごみを焼却処理し、発生する熱を回収することにより温暖化防止に寄与する考えます。</p> <p>本計画においては、高温燃焼、排ガスの急冷、さらにろ過式集じん機による除去、触媒脱硝設備による分解等でダイオキシン類の発生を防止します。</p> <p>可燃・不燃の分別排出については、資源の有効利用の観点から、必要があると考えます。</p>	参考意見
	<p>(10-5)</p> <p>委託ではなく建設することのメリット(市民一人当たりの費用負担額の明細など)を具体的に分かりやすく記載して頂きたい。また、足湯ではなく、焼却時の熱を利用した温水プールなど公共施設を充実させてほしい。</p>	<p>(10-5)</p> <p>3市地域では、それぞれの市単独で施設を整備することが困難なため、共同で組合を設置し、ごみの中間処理を行っています。組合では、本計画に基づいて、ごみ処理を継続して実施します。</p> <p>なお、本施設を建設することのメリットについては、委託処理と比較した費用対効果の分析を行い、公表していきます。</p> <p>余熱については、極力発電に利用し、売電収入による運営管理費の削減に努めます。</p> <p>また、こもればの足湯への熱供給を継続するほか、災害時に一時的に避難者を受け入れる際に活用していきます。</p>	参考意見
1 1	<p>(11)</p> <p>プラントメーカーへのヒアリング等を基に、予算を想定した旨発表されていますが、メーカーの目論見や見積は、通常やや過大になる傾向がありますので、十分な内容の検討が必要と思います。</p> <p>すでに十分なお検討をされたものと思いますが、再度精密なお検討をお願いします。</p>	<p>(11)</p> <p>ごみ焼却施設は、プラントメーカー独自の技術を基に建設する高度な専門性を有する施設です。したがって、一般の公共施設のように発注者が図面を示し(設計し)、業者に発注する方式ではなく、発注者側が施設に必要なとされる性能等の水準(要求水準書)を示し、設計を含めた施工契約締結を行う、性能発注方式が一般的です。</p> <p>本計画は、この要求水準書を作成する前段として、必要な基本事項を定めたもので、事業費については、複数社のプラントメーカーの見積を参考</p>	参考意見

	ご意見等	事業者の見解	対応
		<p>に建設費を概算としてお示ししています。</p> <p>今後、本計画を基に要求水準書を作成し、詳細な建設費を算出していきます。</p> <p>※要求水準書とは、施設に必要とされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。</p>	
1 2	<p>(12-1)</p> <p>建設予定地について</p> <p>大規模な施設を建設する時は、通常、幾つかの適地を選び出し、比較検討して決めるものですが、今回の建設予定地は、現在の焼却施設のある所となっています。他の幾つかの場所についても比較、検討して決めたのであれば、その比較検討過程を書いてください。</p> <p>この作業をしないで決めるのであれば、その理由を明示して下さい。</p> <p>現在の場所では建設費等事業費が割高にならざるを得ないとのことですが、長期的にみて、また費用対効果などを慎重に検討して、3市市民参加のもとで、良い計画を作る必要があります。</p>	<p>(12-1)</p> <p>本施設の建設用地については、行政資源の有効活用の観点から、現敷地について検討し、可能であるとの結論に至ったため、3市と協議のうえ、現在の場所で計画することとしました。現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。</p> <p>組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。</p> <p>また、本計画は、連絡協議会、懇談会、3市のご意見等も踏まえて、さらに、今回のパブリックコメント（意見公募）を通じて、広く情報を提供し、いただいた意見をふまえています。</p>	参考意見
	<p>(12-2)</p> <p>小平・村山・大和衛生組合のごみ処理事業に関する連絡協議会、新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会について、3市の市民メンバーを追加、増員して頂きたい。</p>	<p>(12-2)</p> <p>ご意見として伺います。</p>	参考意見
	<p>(12-3)</p> <p>9ページ記載の実稼働率0.8の根拠である「年間停止日数73日」の根拠となっている「先進都市のごみ焼却施設の稼働日数の事例」の一覧表を示して下さい。また、調整稼働率0.96の根拠を明示して下さい。</p>	<p>(12-3)</p> <p>「年間停止日数73日」の根拠となっている「先進都市のごみ焼却施設の稼働日数の事例」とは、東京二十三区清掃一部事務組合の施設の事例を参考にしています。</p> <p>調整稼働率「0.96」は、環境省の課長通知「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱について」（環廃対発第031215002号平成15年12月15日）において、「ごみ焼却施設が、正常に運転される予定の日においても、故障の有無、やむを得ない一時休止のため処理能力が低下することを考慮した係数（96％）とする。」と示されています。</p>	一部反映 済み

	ご意見等	事業者の見解	対応
	<p>(12-4)</p> <p>12ページ記載の3市のごみ排出量の予測手法について、小平市40年度、東大和市34年度、武蔵村山市40年度以降は、1人1日当たりの原単位を横這いと仮定していますが、減少すると見込むべきです。3市から予測値を出させるべきです。</p>	<p>(12-4)</p> <p>排出抑制・再利用については、3市が一般廃棄物処理基本計画の策定作業、見直し作業を進めており、その中で減量目標を掲げています。本計画は、3市の目標値を用いてごみ排出量及びごみ焼却量を予測しました。施設規模の算定にあたっては、不確定な要素もあることから、3市から提示のない年度の将来量については、原単位（1人1日当たりのごみ排出量）が最小となる最終年度の値のまま推移するものとししました。</p>	参考意見
	<p>(12-5)</p> <p>12ページ記載の「37年度計画年間日平均処理量164.27t/日」の予測値は、小平市、武蔵村山市のごみ有料化施策などにより変化すると思います。これを前提とした14ページ記載の「施設規模：236t/日」は現時点での暫定予測値にすぎず、この数値で計画を確定するのは反対です。構成市の協力を得てさらなる検討が必要です。</p>	<p>(12-5)</p> <p>改訂・策定作業中の各市の一般廃棄物処理基本計画の中で、小平市は平成31年度から、武蔵村山市は平成34年度から、ごみの有料化を導入する方針を示しています。排出抑制・再利用については、3市が一般廃棄物処理基本計画の策定作業、見直し作業を進めており、その中で減量目標を掲げています。本計画は、3市の目標値を用いてごみ排出量及びごみ焼却量を予測し、施設規模を算出しています。</p>	参考意見
	<p>(12-6)</p> <p>16ページの計画ごみ質の予測結果は、小平市のプラスチック分別変更の状況によって影響を受けるので、正しく予測されているのか不安があります。現在のごみ質との比較表、他市のごみ質との比較表を出して、比較して説明して下さい。</p>	<p>(12-6)</p> <p>計画ごみ質は、組合に搬入された可燃ごみの組成分析データを用いて設定しています。可燃ごみの組成分析は毎年4回実施しており、過去6年間の組成分析結果を用いています。なお、小平市のプラスチック製容器包装の分別変更による可燃性成分中のプラスチック類の減少を見込んで推計しています。平成23年度から平成28年度までの平均のごみ質（発熱量）は、約8,700kJ/kgです。現在計画中の他市の設定ごみ質（基準ごみ発熱量）は、立川市新清掃工場では9,000kJ/kg、浅川清流環境組合の新可燃ごみ処理施設では9,200 kJ/kgとなっています。 ※発熱量：ごみを燃焼させたときに発生する熱量</p>	参考意見
	<p>(12-7)</p> <p>16ページ「表2-6 自主基準値」のばいじん、窒素酸化物、ダイオキシンの自主基準値は、浅川清流環境組合、立川市新清掃工場や町田市程度の厳しい基準値にするべきです。これから作る新しい工場ですから、最新の厳しい例に倣うべきです。</p>	<p>(12-7)</p> <p>大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見をもとに十分な安全を見込んで環境基準が定められています。この環境基準を達成するために、排ガスに対する法規制値が定められており、本施設では、より厳しい自主基準値を設定しました。この自主基準値は、東京二十三区清掃一部事務組合など既に稼働している施設において採用されており、より環境にやさしい施</p>	参考意見

	ご意見等	事業者の見解	対応
		設として運営できるよう、必ず守る必要がある上限値として定めたものであることから、本計画（案）でお示ししたとおりとします。	
(12-8)	23ページ「第6節情報公開及び地域要望等への対応」について、「本文」と「表2-14の連絡協議会の欄」で、長年培ってきた地域住民・市民との信頼関係継続に加えて、新しくできた附近マンションや住宅の住民との信頼関係も含めるように訂正して下さい。	(12-8) 本計画に「永年培ってきた地域住民・市民との信頼関係を継続し、新たに近隣にお住まいになる皆様との信頼関係を築くため、地域の皆様との意見交換の場である連絡協議会を引き続き開催します。」と追記します。	反映する
(12-9)	26ページの「表3-1焼却方式の比較検討」に、建設費、維持運営費の比較検討を追加して下さい。	(12-9) ストーカ式と流動床式のコストを単純に比較することは困難なため、表3-1には記載しておりません。 なお、焼却方式の比較検討は、発注段階でより多くのプラントメーカーが競争に参加できるように、焼却方式であるストーカと流動床の両方式の採用の可能性について検討したものです。 今後、本計画を基に要求水準書を作成し、詳細な建設費及び維持管理費を算出します。 ※要求水準書とは、施設に必要とされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。	参考意見
(12-10)	34ページの(1)発電設備の交付金の「交付要件」の内容を明示して下さい。	(12-10) 国の循環型社会形成推進交付金交付要綱では、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化に資する取組を行う施設に対して、通常は対象事業費の1/3である交付率を、一部1/2とする重点化が図られています。これを受け、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル(平成28年3月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)では、交付率を1/2とする対象設備と要件が定められています。この要件の中に、エネルギー回収率が定められており、施設規模により異なりますが、本計画の施設規模では、エネルギー回収率19%以上となります。 エネルギー回収率は、発電効率と熱利用率の和とされていますが、本施設では発電効率において19%以上とします。 交付要件について、本計画に追記します。	反映する
(12-11)	37ページ(3)計画煙突高さについて、付近住民をはじめとして市民の意見を再度聴取するとともに、風洞実験	(12-11) 大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見をもとに十分な安全を見込	参考意見

	ご意見等	事業者の見解	対応
	等による検証も行って、59.5mにこだわらずに、煙突高さの見直しをするべきです。	<p>んで環境基準が定められています。</p> <p>また、この環境基準を達成するために、施設からの排出基準値が定められています。</p> <p>本施設では、排ガスによる影響を極力防止するため、信頼性の高い公害防止設備を導入し、排出基準値より厳しい自主基準値を定めるとともに、施設の稼働においては自主基準値より更に低減した運転管理値を定め、これを目標として運転管理を行うなど、環境保全対策の充実に図ります。</p> <p>煙突の高さ（59.5mと100m）について、地上に到達する排ガス濃度を計算により比較したところ、識別できるほどの差はなく、どちらも環境基準を大幅に下回る結果となっています。ただし、周辺の高い建物や煙突自身により発生する風の渦や下降気流により短期的に地上の物質濃度が上昇する場合もあることから、短期的な影響については、別途実施する環境影響評価の中で風洞実験等により検証します。煙突の高さは、この検証により必要となった場合、見直すこととします。</p>	
(12-12)	41ページ(3)外構計画について、門、塀については、安全、防犯に支障のない範囲で低くして、中が見えるくらいにした方が親しみの持てる施設になると思われます。	(12-12) 本計画に「門、塀については、安全・防犯に支障のない範囲で低くするなど、周辺道路を走行する一般車両からの視界の妨げにならないよう配慮し、交通安全を図ります。」と追記します。	反映する
(12-13)	47ページ「第3節環境啓発機能の検討」について、ごみを減らすことの大切さ、施設の建設・維持運営費が多額に上ることを、啓発、強調して下さい。	(12-13) 本計画に「3市及び組合のごみ処理事業の紹介やごみ発生量、資源化量、環境データ等の掲示、3市の3Rの取組パンフレット等を展示し、ごみを減らすことの大切さ、ごみ処理に係る費用など、ごみ処理、環境問題に関する普及啓発をします。」と追記します。	反映する
(12-14)	57ページ第6章財政計画について、 ①全体として記述が簡単すぎます。もっと詳しく、分かりやすく、できるだけ数字をもって記述するべきです。 ②事業費について、 ごみ焼却施設建設工事、解体工事（合計293億円）のほか、工事期間中のごみ処理支援にかかる費用（数十億円）や、新施設運営維持管理に係る費用についても、事業費の見通しを数字（概算でよい。）をもって明示するべきです。また、同時期に行う不燃・粗大ごみ施設建設工事費（27億円弱）、桜が丘の廃プラ施設建設工事費（約26億円）にも触れるべきです。	(12-14) ごみ焼却施設は、プラントメーカー独自の技術を基に建設する高度な専門性を有する施設です。したがって、一般の公共施設のように発注者が図面を示し（設計し）、業者に発注する方式ではなく、発注者側が施設に必要なとされる性能等の水準（要求水準書）を示し、設計を含めた施工契約締結を行う、性能発注方式が一般的です。 本計画は、この要求水準書を作成する前段として、必要な基本事項を定めたもので、事業費については、複数社のプラントメーカーの見積を参考に建設費を概算としてお示ししています。 なお、ごみ処理支援や運営に係る費用については、詳細な支援量、運営方式、要求水準書などが定まった段階で詳細検討を行い、全体事業費を算	一部反映する

	ご意見等	事業者の見解	対応
	<p>衛生組合が行う一連の施設整備事業は数百億円に達するビッグプロジェクトであり、その全体像を、3市市民に対して分かりやすく表明すべきです。形式的に「新ごみ焼却施設」だけに拘ると、結果として市民の理解を得難くしてしまいます。</p> <p>原案では、全体の事業費が293億円で留まるとの誤った情報を市民に与えてしまいます。概算全体事業費というからには、一連の事業全部に触れるべきです。</p> <p>時間が進むにつれて金額が増えていくことが分かると、行政に対する不信感が増すこととなります。</p> <p>③財源計画について、 図6-1で記載しているのは、新施設建設工事費（258億円？、293億円？）の財源計画であって、「全体事業費」の財源計画と記述するのは不適切です。</p> <p>また、工事期間中のごみ処理支援にかかる費用や施設運営維持管理に係る費用の財源は、一般財源（3市の負担金）であることを追記するべきです。</p> <p>④新施設の建設中及びその後を含めて、今後、3市へ請求するであろう負担金の額（概算試算でも良い。）を記述すべきです。29年度現在（約16億円）と比較して毎年の負担金総額がどのくらい増えるのか、（2倍なのか、3倍以上なのか）、3市市民に分かるように書くべきです。また、3市の財政計画を立てるために是非必要です。</p>	<p>出します。</p> <p>「(仮称)新不燃・粗大ごみ処理施設」に関しましては、今後、設計・建設事業者が決定した段階を踏まえ、併せて提示していきます。</p> <p>本計画の中で、「概算全体事業費」とあるものは「概算事業費」に、「全体事業費」とあるものは「建設工事に係る概算事業費」に修正します。</p> <p>※要求水準書とは、施設に必要とされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが、一般の仕様書とは異なっています。</p>	
	<p>(12-15) 衛生組合が行う新ごみ焼却施設を中心とする一連の事業は、3市の財政と市民負担に大きな影響を与えます。立派な施設を作ればそれで良しとするべきではありません。逆に、3市の市民がごみを極力減らすことを重視し、衛生組合の事業が過大にならないように努力する必要があります。そのためには、極力、市民に分かりやすい全体情報を提供して、市民の関心、自覚と努力を期待すべきです。</p>	<p>(12-15) 今後の組合事業の参考とさせていただきます。</p>	参考意見
13	<p>(13-1) 炉の寿命、周辺地域への配慮等を考えると、当該地での処理量を出るだけ少なくする努力が、行政・市民・事業者に求められていることは論を待ちません。</p> <p>出来るだけ少なくするためにどうすべきか、の視点で構成三市をみると、私の住む武蔵村山市では市民の中に「焼却施設を受け入れている近</p>	<p>(13-1) 排出抑制・再利用については、3市が一般廃棄物処理基本計画の策定作業、見直し作業を進めており、その中で減量目標を掲げています。</p> <p>本計画は、3市の目標値を用いてごみ排出量及びごみ焼却量を予測し、施設規模を算出しています。</p>	反映済み

	ご意見等	事業者の見解	対応
	<p>隣住民」の立場への配慮が少ないのではないかと感じられてなりません。施設から遠いからか、単に温度差と片づけてはならない意識の低さが気になります。もっともっと主体的にごみに対するよう、情宣をしてほしいです。</p> <p>ですから、各市それぞれの住民意識の現状に合わせた努力目標を作ってごみの減量に努めた上で焼却規模など決めてほしいです。</p>		
	<p>(13-2)</p> <p>昨今のごみ質は包装容器、プラスチック製品、複合ごみ、適正処理困難物が家庭ごみの中に多くあり、税金で処理する基本的生活の域を大きく超えています。</p> <p>生産者、販売者、利用者がそれなりの費用・労力の負担を受け持つような施策を各市で展開していただきたい。まず手始めは、容器物は、買った店に返すようにしましょう。</p>	<p>(13-2)</p> <p>ご意見として伺います。</p>	その他
	<p>(13-3)</p> <p>事業系ごみの値上げの方向での見直しを望みます。</p>	<p>(13-3)</p> <p>ご意見として伺います。</p>	その他
	<p>(13-4)</p> <p>ごみ搬入車両による渋滞・大気汚染の増加等、影響をよく調査して下さい。</p>	<p>(13-4)</p> <p>現在、環境影響評価を実施中であり、公示・縦覧する環境影響評価書案の中で、搬入車両による生活環境への影響についてお示しします。</p>	参考意見
1 4	<p>(14-1)</p> <p>本基本計画(案)は、「3市共同資源化事業基本構想」を前提としているが、この基本構想自体小平・武蔵村山市・東大和市、3市の適切な共同によって策定されたものとは認めがたいので、見直しが必要である。何故なら、① 3市の一般廃棄物処理基本計画において、ごみ処理施設の規模に大きく影響する家庭ごみの有料化・戸別収集の時期について3市の足並みは揃っていない。</p> <p>② 衛生組合に小平市は中島町の衛生組合敷地と同市衛生事務所の敷地を、東大和市は桜が丘の同市暫定リサイクルセンターの敷地を提供しているのに対して、武蔵村山市は人員提供の寄与に終わっている。</p>	<p>(14-1)</p> <p>改訂・策定作業中の各市の一般廃棄物処理基本計画の中で、小平市は平成31年度から、武蔵村山市は平成34年度から、ごみの有料化を導入する方針を示しています。</p> <p>3市全域からの候補地の選定については、将来的に検討すべき時期が来ると考えます。この段階では、武蔵村山市を含め、3市地域全体で計画することとなると考えます。</p>	参考意見
	<p>(14-2)</p> <p>新ごみ焼却施設の立地について衛生組合の構内としているので、トライアングル24号に述べてある手続きの公正に欠けている。従って、小平市・武蔵村山市・東大和市、3市内で複数個の候補地を挙げて、立地を再検討すべきである。</p>	<p>(14-2)</p> <p>本施設の建設用地については、行政資源の有効活用の観点から、現敷地について検討し、可能であるとの結論に至ったため、3市と協議のうえ、現在の場所で計画することとしました。現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年といわれるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化しています。3</p>	参考意見

	ご意見等	事業者の見解	対応
		<p>号ごみ焼却施設は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数です。</p> <p>組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出するごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進めていきます。</p>	
(14-3)	<p>本基本計画（案）の前提として、可燃ごみの3～4割を占める生ごみの処理方法・資源化方法の検討など、衛生組合の「ごみ処理事業基本計画」の見直しがあつて然るべきである。</p>	<p>(14-3)</p> <p>焼却方式は、既に技術的には確立している技術であり、安全で確実な処理ができることから採用しました。計画施設は、35万人の人口を有する3市の中で唯一の施設であり、代替施設がないことから、確実な処理ができることが最も重要と考えます。</p> <p>また、施設の組合周辺住民の方々に対する安全性を面からも、シンプルな施設・処理方式の採用が適切であると考えています。</p>	参考意見
(14-4)	<p>本計画（案）は上に述べたように、手続きの公正に欠けているので、今後の「(仮称)新ごみ焼却施設整備実施計画」について手続きの公正を担保するために、(仮称)新ごみ焼却施設整備に関わる懇談会のような意見聴取組織ではなく、決議能力のある「市民参加の施設検討委員会」を組織すべきである。</p>	<p>(14-4)</p> <p>ご意見として伺います。</p>	参考意見